

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣 あて
衆議院議長、
参議院議長

「脳損傷者支援法」（仮称）の速やかなる制定を求める意見書

脳損傷者とは、事故や病気など後天的な事由で脳に損傷を受け、何らかの障害を後遺している者を指します。その中で「若年脳損傷者」とは、18歳以上で介護保険法の適用が受けられない年齢の時に、交通事故、脳腫瘍、心肺停止など、後天的事由で脳を損傷し何らかの障害を有している人を指します。

18歳未満での脳損傷は、児童福祉法の適用が受けられます。65歳以上の脳損傷は、介護保険法の適用が受けられます。また、脳血管疾患など特定疾患は、40歳以上65歳未満でも、介護保険の対象となります。しかし、18歳以上65歳未満で、脳を特定疾患以外で損傷した「若年脳損傷者」の場合、まず児童福祉法と介護保険法の適用には当てはまりません。

身体障害者福祉法は、脳機能は正常と仮定して、症状が固定した身体機能の障害のみを援護の対象とします。精神保健福祉法は、身体機能は正常と仮定して、脳機能の障害状態のみを援護の対象とします。

我が国の法制度では、脳損傷による後遺障害のように、現在も回復の途上であり症状が固定していない、身体機能障害と脳機能障害が重複した障害について、確たる法的根拠がありません。このため脳損傷者には、脳自体の損傷に着目した適切なリハビリテーションの機会が十分与えられていません。特に若年脳損傷者は、制度の狭間におかれ、その機会さえ与えられないケースが多く起こっています。とりわけ若年の植物症患者は、医学の進歩によって回復の可能性が飛躍的に高まっているにもかかわらず、十分な手立てが尽くされず見捨てられているのが実態です。症状固定が前提とされる現行の障害者制度では、機能維持のためのリハビリテーションの機会さえ保障されず、脳機能の回復は阻害されています。

よって、国においては、若年脳損傷者の実態の把握と、若年脳損傷者支援に関わる有力な制度として「脳損傷者支援法」（仮称）の速やかなる制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

長野県上伊那郡箕輪町議会

閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

文部科学大臣

I L O看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と
夜勤改善を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっています。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を I L O看護条約・夜業条約に基づき抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・看護を実現することが大切になっています。

医療・社会保障予算を先進国並みに増やすとともに、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月14日

長野県上伊那郡箕輪町議会